

専門部会の設置について

専門部会の設置にあたっては、下記の内容について書面により協議会に諮るものとする。

(記載例)

熊野川の総合的な治水対策協議会規約第 3 条 3 項及び第 5 条 2 項に基づき、以下の専門部会を設置する。

部会名
総合土砂管理専門部会 (仮称)

目 的
新宮川水系 (熊野川) 河川整備計画に基づく「持続可能な総合的な土砂管理の実現」に向け、課題について問題意識を共有し、関係機関が実施すべき行動計画を策定するとともに、計画に基づく対策のフォローアップを行う。

構成委員及び学識者等
別紙のとおり

部会事務局
〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日
熊野川の総合的な治水対策協議会

(別 紙)

機関名	構成員	備考
〇〇〇〇	〇〇〇〇課長	部会長
〇〇〇〇	〇〇〇〇課長	
・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	